

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による事務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）等に基づき、個人の権利履歴を侵害することのないよう、この契約による事務において利用する個人情報（以下「個人情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(適正管理)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第4条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下同じ。）を定め、書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を遵守するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第5条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による事務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 受託者は、委託者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事

者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修並びに監督等)

第6条 受託者は、作業責任者及び作業従事者に対し、次に掲げる事項について周知しなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること
- (3) その他個人情報の保護に関して必要な事項

2 受託者は、作業責任者及び作業従事者に対し、次に掲げる事項について教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上
- (2) 本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項
- (3) その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及び研修

3 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、作業責任者及び作業従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(秘密の保持)

第7条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、この契約による事務の全部又は一部について第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に再委託をしてはならない。ただし、受託者は、再委託先及び再委託の範囲を委託者に対して報告し、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

2 前項ただし書に規定する承諾を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 受託者は、第1項ただし書きに規定する承諾を得て再委託する場合は、再委託先との

契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、それを遵守するとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を委託者に対して報告しなければならない。

- 4 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、この契約により受託者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(収集の制限)

第10条 受託者は、この契約による事務処理のため個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

- 2 受託者は、第5条で定める作業場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではない。

(資料等の運搬)

第12条 受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第13条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による事務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査等)

第15条 委託者は、この契約の規定に基づき、個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかを検証及び確認するため、委託者及び再委託先に対して、監査又は実地調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。

- 2 委託者は、監査等を行うに当たっては、受託者に対して必要な資料の提供を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(資料等の返還)

第16条 受託者は、この契約による事務の処理のために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約が終了し、又は契約が解除された後直ちに委託者に返還し、廃棄し又は引き渡すものとし、委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第17条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(契約解除)

第18条 委託者は、受託者が本特記事項に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠った場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第19条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により委託者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

- 2 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。